

| | |
|------------------|---|
| Title | 反町文書(二) |
| Sub Title | The Sorimachi manuscripts (which once belonged to the Sorimachi family, now possessed by Keio University library) : their transcription and comments (II) |
| Author | |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1959 |
| Jtitle | 史学 Vol.32, No.2 (1959. 7) ,p.99(227)- 108(236) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19590700-0099 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

二一、室町幕府奉行奉書 (折紙) (14×11)

山城國宇治郡勸修寺八幡宮田、同末寺願興寺安祥寺新御領已下、大奉弊米事、免除之地云々、早可^(ママ)被^レ止^ニ催促^一之由候也、仍執達如^レ件、

應永廿二

八月七日

基喜 (花押)

伯殿雜掌

二二、細川持元自筆書狀

(紙背觀音經普及品第廿五の經文あり) (26×39)

明春御慶珍重候、抑、明日ハかれいにまかせ、山しなへ御出候、それにも目出御出あるへく、兼又めつらしき物進し候、しつかに御らんし候て、その御返事をハ可^レ承候、恐々謹言、

正月十一日

持元 (花押)

彌九郎殿へ

反町文書

二三、足利義教御判御教書 (33×43.5)

備前國か、見の^レ國か、さぬきの國南條山のちとう職、白布棚公事、尊勝寺十七ヶ所の内、御知行ふんの事、御當知行にまかせて相違あるへからず候也、あなかしく、

三月十八日

(義教) (花押)

南御所

二四、大内持世自筆書狀

(禮紙附) (切封) (28×28)

先日度々御出恐入候、以^レ面申度子細等候、御隙候者、光臨本望候、恐々謹言、

三月廿七日

持世 (花押)

全齋菴

納所禪師

〔ウハ書〕

全齋菴納所禪師

持世

(二二七)

九九

二五、小倉直祐契約狀 (29.5×43)

(端裏書)
□□直祐名□□□

攝津國有馬郡內福嶋村事、南禪寺慈聖院領也、而直祐成檀那一分申上者、聊檢斷人足諸公事等、止其沙汰、子孫不可有煩妨之儀候、自然國物念時者、可加扶持者也、仍爲後日狀、如件、

寬正四年卯月廿九日 直祐 (花押)

二六、蓮臺院承仕職賣狀 (36.5×45)

(端裏書)
「承仕職賣文」

賣渡申、蓮臺院承仕職事、

右、彼承仕職者、自往古別相傳職也、然間隨賢令買得之、多年知行之處、敢無他妨者也、而今依有要用、直錢貳貫文仁限永代、令沽却于東金堂方事實正明白也、則手繼證文、佛聖之往來舛等、悉以渡申候畢、向後

更不可有違亂妨者也、万一不思議煩等、申躰候者、可爲盜人沙汰候、仍爲後代證文、賣狀如件、

文正二年丁亥正月 日賣主 隨賢 (花押)

多聞院

口入人 快弘 (花押)

二七、室町幕府奉行奉書 (37×44.5)

近江國愛智庄內、入免竹內門跡領牛中太名、牛五郎名并石寺事、爲闕所、被宛行山徒坐禪院榮全訖、早任奉書之旨、可被沙汰付彼代之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明元年九月廿四日 加賀守 (花押)

肥前守 (花押)

佐々木大膳大夫入道殿

二八、足利義政御判御教書 (33×52)

(足利義政)
(花押)

加賀守種基遺跡同本新所領等事、早任讓狀之旨、齊藤道祖松法師、領掌不可有相違之狀如件、

文明二年六月十六日

二九、足利義澄御判御教書 (32×51)

(足利義澄)
(花押)

近江國志賀郡普門并南庄北方等^{日嚴院跡}代官職事、爲料所、於有限年貢者、嚴密致執沙汰、至下地者、永上坂掃部助秀盛可全領知之狀如件

永正三年十一月三日

左兵衛督滿兼 (花押)

三〇、女房消息

(端裏書)
「永正十
九十五」

反町文書

そののち御くわんらく、なんと御いり候やらん、よき御事にてと、をしはかりまいらせ候、さてハ廿八日まへ七日の中に、ゑんとんかいの御さたありたき御事にて候、御のほり候やうに、心えて申との御事にて候、御もうよく候は、御のほり候へく候、いまたしかと御ちしやうは候はねとも、ないく御さた候ほとに、わたくしよりまつ申候、御心え候へく候、よろつ御のほりに申へく候、かしく、

三一、三條西公條書狀斷簡 (23×43)

猶期對顔之節候、謹言、

大永五

十月十日 山蒼

光明院衆僧

普門院

壽量院

長壽庵

心月庵

松林庵

一妙庵

了玄庵

弘秀院

三二、三條西實隆自筆書狀

(辨紙) (14×9)

「統惠御房」
(別筆カ)

和尚號 勅裁進之珍重候、仍阿陀經一卷、可預御廻向
候由、同御傳達所仰候也、

六月六日 堯空

幸順御房

三三、女房消息

(25.5×8)

ちやうらうの御事、申入て候へは、おとろき御ほしめし

候、御事にて候、ことしは御ほうしとも入せ御ハしまし
候はんするにつきて、たのみ御ほしめし候つるにとて、
なをさりならぬ御しうしやうにて、わたらせ御はしまし
候、わたくしもいつもけさんをこし入まいらせ候つるに、
ことのはも候はす候、御てしたちにも、よく申たく候、
かしく、

(切封)
かうしゆんのはうへ

三四、女房消息

(25.5×87)

御のほりのよし申され候、御寺の御ため、しかるへく候、
かた／＼めてたく御ほしめし候、まつ／＼この御すみま
いらせられ候、よろこひ御ほしめし候、御ようの物にて
たつねられ候御事にて候つるに、御しん上のよし申候、
返々御うれしく御ほしめし候、又くわんきやうの御たつ
きの事、きこしめしたき御事にて候、ない／＼いせんお
ほせられ候つる御らうくつの事にて候はんすれとも、い

かやうにもそと申され候は、よろこひ御ほしめし候へ
く候よし心えて申とて候、かしく、

三五、室町幕府奉行奉書 (折紙) (13×45)

竹内宮御門跡雜掌申、城州北野境内湯田事、任當知行之
旨、度々被成奉書之處、寄事於左右、地子錢以下令
難澁云々、言語道斷次第也、早對彼雜掌、如先々可
致沙汰、若猶爲同篇者、可有御成敗之由、所被
仰出之狀、如件、

天文五 盛秀 (花押)

十二月廿八日

貞兼 (花押)

當地百姓中

三六、三好長慶書狀 (切紙) (18×39)

年甫之祝詞、雖事舊候、弥不可有盡期候、仍廿一日

者、御下向令祝着候、將亦太刀一腰、進之候、尙知久
壹崎守、可申候、恐々謹言、

二月廿五日 長慶 (花押)
伊勢加賀守殿 進之候

三七、松永久秀、同久通連署書狀 (切紙) (13×24)

人之儀候間、不相替、各御馳走可爲喜悅候、雖爲
何時、御機遣之刻者、父子二人罷立、見放申間敷候、
可御心安候、恐々謹言、

松永右衛門佐 久通 (花押)

八月五日

松永彈正少弼

久秀 (花押)

宇野修理亮殿 進之候

三八、毛利元就、同隆元連署寄進狀 (26.5×16)

秀岳院寄進之事、

田 五段大、國司之内後原、

右、爲永代院領、奉寄進所、如件、

天文廿

四月四日

備中守隆元 (花押)

右馬頭元就 (花押)

三九、今川義元知行安堵狀 (33×25)

駿河國川野邊知行分之事、右依訴訟、如前々、新田共一圓所令還附也、然者、永可知行之、年來沽脚之分、縱以證文、各雖訴出、既一變令闕所、只今爲新給恩、宛行之上者、不可許容、相殘知行事者、爲役人之條、依奉公、重可還附者也、仍如件、

弘治元年

十二月三日

治部大輔 (花押)

海老江彌三郎殿

四〇、今川義元傳馬朱印狀 (堅切紙) (22×31)

「朱印」(印文調)

傳馬 貳疋、無相違可出之者也、仍如件、

永祿參年

足代玄蕃

被下之、

四月八日

朝比奈丹波守 奉之、

駿遠參宿々中

四一、足利晴氏書狀 (21×50.5)

爲御祈禱一卷數并茶進上目出度候、謹言、

九月五日

(晴氏) (花押)

鹿鳴神主殿

四二、足利義氏書狀 (21×27)

於_二神前_一抽_二精誠_一、卷數並津溪進上目出度候、弥以抽_二懇
祈_一候者、可_レ爲_二御悅喜_一候、謹言、

十月廿六日 (花押)
(義氏)

鹿嶋神主殿

四三、織田信長朱印知行狀 (折紙) (13×43)

爲_二扶助_一、且嶋内拾貫文申付上、全知行不_レ可_レ有_二相違_一之
狀、如_レ件、

永祿十
十一月 日 信長 (印文「天下布武」)
(朱印)

山田七郎五郎とのへ

四四、足利義輝御内書 (切紙) (斐紙) (18×45)

到_二京表_一、可_レ及_レ行時、各相談之、可_レ抽_二忠節_一覺悟之由、
尤神妙、手前既火急之條、急度可_レ得_二其意_一事、肝要候、

反町文書

別而可_二恩賞_一候、猶晴光可_レ申候也、

七月九日 (花押)

甄原七人衆中

四五、室町幕府奉行奉書 (斐紙) (切紙) (16×45)

爲_二御禮_一、御太刀一腰、御馬一疋、進上之旨、令_二披露_一
候、仍御出張儀付、可_レ有_二馳走_一之由、言上尤御感候、近
日織田尾張守、可_レ爲_二出勢_一候間、其刻、弥於_レ被_レ抽_二忠
節_一者、可_レ有_二御恩賞_一之由、被_二仰出_一候、恐々謹言、

八月六日 祐尊 (花押)

藤長 (花押)

甄原七人衆中

四六、武田信玄知行狀 (斐紙) (26×43)

定

此外除_二長谷川次郎左衛門尉永地_一、

(二三三) 一〇五

一、參拾貫文、本地 越後嶋

一、五拾參貫文、新地 八楠之内岡部七郎次郎
糟屋備前分

一、四拾七貫文、新地 越後嶋

右、百參拾貫者、去正月十七日相渡畢、

一、百貫文、新地 越後嶋 良次分

右、此地者、別而令奉公弓嗜候之間、重恩也、

都合貳百參拾貫文

向後可抽忠信之旨候之條、如此相渡候、畢竟不慕先
方、可被勵戰功者也、仍如件、

永祿十二年巳

四月十三日 信玄(花押)

岡部雅樂助殿

四七、武田信玄書狀 (17×42)

雖未申通候、染一筆候、抑去比神籠城不慮之儀、出
來候之處、其方戰功故、無異儀、城堅固、寔無比類、

候、向後者、可申承之趣、可有万口上候、恐々謹
言、

卯月十一日 信玄(花押)

遠山右京亮殿

四八、室町幕府奉行奉書 (33×33)

今度御敷地事、織田彈正忠信長、依被申請之、爲替
地、慈德寺并境内等、一圓可被存知之旨、信長被執
申之趣、被聞召入訖、弥可下令進止給上之由、所被
仰下也、仍執達如件、

元龜三年五月廿五日 豐前守(花押)

左兵衛尉(花押)

四九、上杉謙信書狀 (斐紙) (33×33)

態使僧快然候、此表存分之儘申付候、少々賀州之一揆

等、雖_レ蜂起候、令_レ出勢_二兩_二三度追崩安養寺内押入候、以
來敵一騎一人不見得_一候條、十八号_二當地瀧山_一江寄、兩日
越衆碎_レ手、諸廻輪打破、實城計_二取成_一、於_二戶張際_一、何ケ
も不入、自_二賀州_一入置候、無_レ尋光共_二懸_レ繩、先達水越延
頸、河田豐前守役所江走入候間、無_レ了簡_一身命斗相助、城
内悉燒拂、今日爲_二破却_一候、猶彼使僧見聞之間、不_レ及_二申
届_一候、隨而織色貳端到來、祝着候、猶万吉重而恐々謹言、
追而弥可_レ入魂_一覺悟候
同意可_レ爲_二祝着_一候以上、

九月廿三日 謙信 (花押)

平加賀守殿

五〇、浮田直家書狀 (切紙、元は折紙か) (16×8)

依_レ被_レ成_二上意_一、藝州當國和平之儀、頓可_二申上_一處、境
目出入、五三日以前相澄躰候之條、祇今致_二注進_一候、將

反町文書

亦龍野表之事、如_レ被_二仰出_一、調法仕半候、委細之段、日
乘上人可_レ被_二仰上_一之條、不_レ能_レ詳候、恐惶謹言、

十二月四日 直家 (花押)

上野中務大輔殿

曾我兵庫頭殿

參人々御中

〔ウハ書〕 宇喜多和泉守

上野中務大輔殿

曾我兵庫頭殿

參人々御中

五一、三條西實枝自筆書狀 (28×13)

御下向以後依_レ無_二便風_一久不_レ申、鬱胸無_レ極候、至_二盆後_一
若御逗留候者、_{〔必カ〕}可_レ罷下_一候、抑、光明院之一義、于_レ今、
不_二相究_一候、所詮双方并地下宿老中、被_二相尋_一落着可_レ然

(1135) 107

候、勅願寺之儀候條、盆前道俗結縁、無別儀之様、御馳走専用候、爲其、差下木村越前守候、巨細之條々、彼者可申述候、謹言、

七月朔日

(花押)^(實枝)

宮内卿法印

五二、三條西實枝自筆書狀

(27×45)

彼一義于今未決之由、逆鱗之趣候、檀方中、被加談合、盆前一途、令落着候様、才學可然候、法印へ以使者申候條、定不可有別儀候、猶木越可申候也、

七月朔日

(花押)^(實枝)

光明院衆僧中

「(切封ウハ書)

光明院衆僧中

實枝」

五三、織田氏奉行連署奉書

(切紙、元折紙か)(13.5×76.5)

今度各御申之趣、卅六人之衆、相双而令披露處、被對義統忠節之上者、去永祿九年十二月十五日、任光錄御判形之旨、全可有領知之由、朱印被遣候、弥孫大殿へ、可被抽忠勤事、簡要之由候、恐々謹言

卯月廿六日

木下藤吉郎

秀吉(花押)

丹羽五郎左衛門尉

長秀(花押)

中川八郎右衛門尉

重政(花押)

明智十兵衛尉

光秀(花押)

廣野孫三郎殿

御口所